広報こすど
発行所 小須戸町公民館
発行人 宮島勝利
発行日 毎月15日
頒価 1部5円
印刷所 新栄堂印刷所

市街化区域の農地転用は
＝都市計画法に伴う＝

新都市計画法が昨年六月十四日に施行され、現在市街化区域と市街化調整区域を決める線引きの段階となっています。

農地を宅地などに転用する場合、今までは農地法第四・五条の転用許可が必要でしたが、今度は都市計画法の施行に伴い農地法も一部改正されて農地法第四・五条の許可は必要なくなりました。（但し市街化区域のみ）が代りに転用届出を、農業委員会を経由して県知事に提出し、承認を得なければならなくなりました。

市街化区域内の農地を転用する場合の届出手続き

市街化区域とは「すでに市街化を形成している区域」（既成市街地）と「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であり、市街化区域及び市街化調整区域が決定された後、住宅地や工場敷地等に転用する場合は、市街化区域内に転用することになりその手続きも簡単になってきました。

例＝自分の持っている農地や農地を買つて住宅や工場等を建築する場合

(1)転用当時者の住所氏名職業（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）

(2)土地の所在、地番、地目、面積並びに所有者耕作者名。

(3)権利を設定又は移転せんとする契約の内容。

(4)転用の目的及び時期並びに事業又は施設の概要。

(5)転用することによって生ずる被害の防除施設の概要。

これらの事項を記入した届出書に次の書類を添付しなければなりません。

(イ)土地の位置を示す地図

(ロ)土地の登記簿の謄本。

(ハ)小作地を転用する場合は、賃貸借解除の県知事の許可書。

(ニ)転用届をする旨の通知をしたことを証する書面

地改良区の受益証明書（但し土地改良区区域内の農地を転用する場合）

(ホ)転用面積が千平方メートル（約三百坪）を超える場合は、県知事の開発許可を受けたことを証する書類。

これらの書類を添付して転用行為に着手しようとする日の五十日前までに農業委員会へ提出します。

農業委員会では、転用届出の内容が小作地であるかどうか、また転用により他に被害を与えることがないかどうかを審査して県知事へ進達します。

「受理通知書がなければ登記ができません」

県知事は届出の提出があった場合は、すみやかに審査を行なって、適法なものは受理とし、適法でないものは不受理として、その旨を届出者に通知することになっています。

農地を買って所有権移転をする場合、今までは登記簿謄本や住民票などと共に、農地法第四・五条の許可書を添付していたが、今度は許可書のかわりに県知事が発行する届出書の受理通知書を添付しなければ、所有権移転登記はできません。

市街化調整区域の転用は農地法の許可が必要

次に市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域です」市街化調整区域内の農地などを転用する場合、今までと同じく農地法第四・五条の許可を受けなければなりません。

市街化調整区域は市街化を抑制する区域で、農地の保全に重点をおくため、農業関係以外の建築を抑制して工場、住宅等の進出による農地転用を防ぎ、用排水の汚染防止を図るため、やたらと宅地にすることができなくなりました。

今まで農地転用許可基準によって許可になるものでも、今度は都市計画法による開発許可を先に受けなければならないため、農地法の許可が受けられないものもあります。

市街化調整区域内の農地を転用する場合、次の場合に限り開発許可を受けなくとも、農地法の許可申請ができます。

一、農作業場、畜舎、温室、堆肥舎、サイロなど農林漁業用に供する建築物。

二、農業を営む者の住宅

三、学校や変電所、駅舎など公益的な開発。

四、国・県・市町村等が行なう公共的な開発。

次に開発許可を受けなければ農地転用許可申請ができないものとしては

一、調整区域内において居住している者の日常生活のため必要な物品の小売業又は修理業・美理容業を営む店舗や事業場。

二、農林漁業施設や調整区域内において生産される農産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物。

三、農家の二・三男が分家する場合の住宅で、附近の市街化を促進するおそれがないと認めた場合。

四、二十ha以上の開発で市街地における市街化の状況等から見て、計画的な市街化を図る上に支障ないと認められるもので、県の開発審査会が承認した場合。

などがありますが、集団的に存在し且つ生産力が高い農地、いわゆる優良地は農業用地として残す土地であるため、転用申請をしても許可になりません。

また、すでに住宅、工場等を建築するため農地法第四・五条の県知事の許可を受けた地域が、市街化調整区域内に編入された場合は、市街化調整区域に指定された日から六カ月以内に、その土地の所在、地目、建築物の用途等を記載した届出書に、農地法第四・五条の許可書を添付し、市町村役場を経由して県知事に届出なければなりません。この届出をした場合には区域が決定された日から起算して五カ年以内に限り開発または建築が許可になります。

なお詳細については農業委員会にお問い合せください。

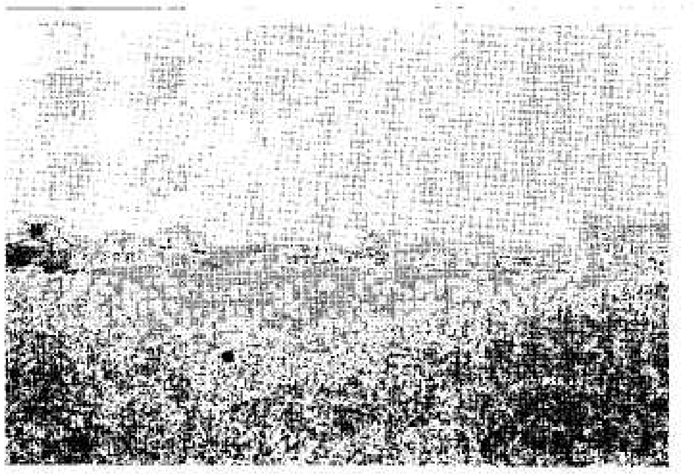

住宅化してゆく農地　―学校より町を望む―

第三日曜日は家庭の日です
家庭で楽しくすごしましょう。

米の生産調整実施
27ヘクタール　達成率49％

米の需給の均衡を図るため、農業者および農業関係団体等の協力を得て、稲から他作物への作付転換等による米の生産調整対策事業を実施することになり、本町においては生産調整目標面積五六ヘクタールを三月中旬に各農家に個別に目標を示し、生産調整実施計画の提出を求めていたが、五月二十日現在までに、まとまった結果は次の通りになった。

実施農家数　一三三戸
調整面積　二七・四六ha
内　休耕　二一・四二ha
　　転作　六・〇四ha
（転作の内容は、野菜、飼料、作物、園芸等）

税務所　移転のお知らせ

このたび庁舎新築のため、左記のとおり仮庁舎へ移転しますので、お知らせいたします。

一、移転先　新津市本町三－一－七　新津市商工会議所

一、期間　六月上旬より十一月末日まで（予定）

一、電話　新津(〇二五〇二)(2)－二一五一（従来どおりです）

長寿者紹介(一)

人間、だれしも長命を願わない者はないと思います。本町には現在米寿（八十八才）以上の方が二十余名おられますが、高令者順に御紹介して更に長命をお祈りすると共に私たちもそれにあやかりたいものと思います。

日日感謝の生活
新栄の高山トシさん　九五才

太郎左エ門の大婆ちゃんといった方が通りがよいトシさん。明治九年二月十八日生まれの満九五才四カ月である。総白髪の品のよい顔立ちで、足が多少不自由なだけ目、耳等もしっかりし、記憶力も確かなものである。

当主孝治氏（六五才）夫妻の話によると「食べものには全く好き嫌いがなく、どんなものでも必ず合掌頂戴してから食べる習慣があり、この点私共も見習わなければなりません。それに話好きといいましょうか、入浴は一日も欠かしたことがありません。もとより信心深い方でしたが、いつも気が平らで毎日の暮しがありがたくてしょうがないといった様子ですね。

近年、足が弱くなってから、あまり外出しなくなりましたが、せいぜい気ままに過ごして、できる限り長生きしてもらいたいと思っています。」

町一番の高令者、トシお婆ちゃんの一段のご多幸とご健在をお祈りするものである。

電話の歴史
自動化の陰に

小須戸郵便局で電話交換の仕事が開始されたのは、大正五年十二月十六日のことであります。

電話加入数僅か二十四番まででした。その中には始大滝さんの原五郎に翁、場する仁泉森田富三次さんのお名前も見られます。開設当日の番号を引続いていられるのは、六番大関菓子屋さん、八番吉春さん、十五番三条屋さん、十七番昭栄堂さん、二十四番狐野屋さんがあります。ですからこの方たちには電話のお客様として都合五十九年間、お引立て頂いたわけです。

以後幾多の変遷を経て七九〇加入の今日まで至りましたが、先代五十嵐健次局長は、電話拡充に非常な情熱を燃やし、在職三十二年間、文字通りお客様の側に立って事業の発展期を乗越えられた事跡は、皆様のご記憶に新しいところであります。

近年、飛躍的な伸長を遂げる国民経済は、必然的に電話需要を招き、電々公社もまたこれに対応する画期的な全国ダイヤル式の開発を行なってきました。

小須戸町の加入電話も待望の全国ダイヤル制に参加することとなり、さる四月二十四日午後三時、新津電報電話局に移管されることとなりました。

まことに感慨深いものがあります。

過ぐる昭和三十九年の新潟地震では、市外線が大半断され、電信電話が大混乱となりました。上局の指示も連絡もあるどころではありません。そこで高木商店の車を借用、通信旗を押し立てて検問を突破、新潟まで三日間電報原稿を直送するという無鉄砲な方法で難局を切り抜けましたが、忘れ難い思い出であります。

当局の事務取扱いについて、ご不便、ご不満も多かったことと恐縮に存じていますが、そんな苦心もあったことに免じてお許し頂きたいと存じます。永い間たいへん有難うございました。

（小須戸郵便局長　塚田正一）

公衆電話が三分で打切りに

電々公社では、他人に迷惑を及ぼすような長話しを防止してほしいとの強い世論もあり、いつでも、誰でも利用できる便利な公衆電話にするため通話時分を三分打切り制に改めました。

小須戸局の公衆電話も六月十日から、市内通話は三分で切れることになりました。公衆電話の使い方で特に変わった点は次のとおりです。

一、公衆電話から発信される市内通話は原則として三分を経過すると自動的に切れます。

二、通話が切れる三〇秒前（二分三〇秒）に予報音（チャイム）が二回鳴ります。

三、三分経過して通話が切れたのち、引続きかけたいときは、いったん受話器をかけてからかけなおしてください。

四、通話中に十円硬貨を投入しても、三分たつと切れますから投入しないでください。

五、市外通話及び一一〇（警察用）、一一九（消防用）、一一三（故障係）一〇四（市内案内係）・一〇五（市外案内係）等へかける場合は、三分打切りの対象にはなりません。

（小須戸電報電話局）

財政再建計画変更の公表

地方財政再建特別措置法第四条（計画変更の公表）の規定に基き、昭和四十四年度（第四次）計画並びに昭和四十五年度（第一次）計画の変更を公表します。

一、昭和四十四年度の変更について

歳入面では自動車取得税交付金、普通交付税、国県支出金及び繰入金その他で一〇、三八四千円の増収が見込まれ、歳出面では人事院勧告による人件費の増加並びに建設事業中、林道開設、都市計画、県道整備負担金、道路維持工事、中学校物置小舎移転工事等の増加その他積立金などにより変更をするに至り、現在計画の歳入、歳出総額にそれぞれ一〇、三八四千円を加え、歳入総額三〇八、六八六千円を三一九、〇七〇千円に、歳出総額三一七、二七一千円を三二七、六五五千円に変更し、歳入、歳出差引額△八、五八五千円の赤字となりますが、これは計画どおりであります。

二、昭和四十五年度の変更について

昭和四十五年度の年次総合計画については、昭和四十三年度決算に基づく数値を基礎とした年度計画であり、所得の伸びに伴う税収入の自然増あるいは地方交付税、その他諸収入の増収等が見込まれ、反面歳出においては、物価の高騰などによる各種購入物件に対する単価の上昇及び新規建設事業実施等により計画変更を余儀なくせざるを得ず歳入で一四、四三八千円、歳出では一九、四三八千円をそれぞれ追加し、歳入、歳出総額を一九三、四二七千円としました。

また八、五八五千円の赤字については、予定どおり四十五年度で完了する見込みであります。

以上

昭和四十五年五月十五日

小須戸町長　五十嵐　重雄

食生活の改善で体力づくりを!!

農繁期、初夏の日ざしで体力が消耗していると思われます。

健康で明るい生活を送るためにも、自分の体力を知り、生活にリズムをもつことです。

食生活の改善、体位の向上、寿命の伸長と健康増進への歩みは続けられています。しかしその歩みは牛のようだと聞いています。

家庭において可能な食生活の改善を心がけてゆき、望ましい食事内容としてゆきたいものです。

といっても、ごちそうを沢山ということではありません。それぞれの年代に必要な栄養のバランスが大切です。一般にバランスの面からみたら、次の三つがあげられます。

▼第一主食改善を!!

米を主食としている日本人にとって、ビタミンB1不足は宿命的な欠陥です。強化米、強化麦をまぜ、B1不足をおぎないたいものです。B1は糖質（米）の代謝に不可欠なビタミンです。

▼第二もっともっと乳類を!!

牛乳は栄養分の完全さにおいてチャンピオンの食品です。忙しい人には即時にスタミナ源を補給できる便利さもあります。

▼第三もう一皿の緑黄色野菜を!!

緑黄色野菜には体の中に入るとビタミンAに変わるカロチンが多く、その他の野菜では代用できない大切な野菜です。人参、ほうれん草、かぼちゃ、ピーマンなど、沢山食べるよう心がけましょう。

以上の改善点を心して食事の準備をしたいものです。学校給食でも成長発育期にある児童生徒に必要なたん白質、カルシウム、ビタミンなどバランスを考えて給食しています。家庭内での食事もバラエティに富んだものとし、健康の柱をしっかりたてたいものです。

＝母の日の作文＝

ぼくのおかあさん

小須戸小五年　佐藤幹生

ぼくのおかあさんは、このごろあみもので、むちゅうになっているのでおそくねます。でも起きるのは、あいかわらず五時三十分ぐらいになります。

そしてぼくたちの、ことを考えていつも、ごはんを作ってあげたりしているので、たいへんだと思います。

そしてぼくが学校から帰ってくると「おかえりなさい。」と元気そうにいうので、ぼくも「きょうも元気だなあ」と心の中で思う。

そんなおかあさんに、はやく親孝行をしたい。

ぼくがねているとき、ふとんが横にずれていると、すぐまたもとになおしてくれるので、だからぼくもあまりかぜをひかないので、おかあさんに感謝している。

そして、ぼくがおとしものをすると、すぐお宮の前までさがしに行ってくれるので、ぼくは、そんなおかあさんが、すきです。

アメリカシロヒトリ駆除

早期に発見・幼虫（毛虫）の捕殺

昨年、全町に大発生しましたアメリカシロヒトリのチョウの発生時期に入りました。

アメリカシロヒトリのチョウは、五月中旬から六月下旬にかけて飛び回り産卵をします。

色は白色で、前羽根の長さ一六ミリくらいで、足は黄色で、壁や立木の幹に止まるときは、羽根を屋根形にして止っています。

産卵数は少ないもので一〇〇個、多いものは一〇〇〇個を越える場合もありますので、発見次第とらえて殺してください。

幼虫（毛虫）の発生

毛虫の発生時期は六月中下旬から発生し、この幼虫は小さいうちは集団し、二～三枚の葉を糸で綴り巣をつくりますから、この時期に巣を除去するのが効果的な防除法で、とくに庭木等の場合は個々の家庭で簡単にできる方法です。

毛虫は卵からかえると分散せず（一〇～一二日間）かたまって糸を吐き巣をつくります。巣の中の毛虫は、最初葉の表皮だけ残して食害するので、その葉だけがすけて見えますので、その時期が捕殺の適期ですから、この時期をのがさず実施してください。

小須戸の家宝 珍品拝見 その(29)

小須戸町大字矢代田　江川徳夫氏所蔵

江川氏は小須戸町文化財保存協会副会長として活躍。

一、大よろい二領

㊟江川氏先祖の着用したものという、かぶとは武将級のもの。よろいは南北朝の正平年中の在銘あり、鑑定を要す

一、太刀三本うち二本在銘　兼定、祐定

一、金の延棒　百匁一本

三本あったが一家で分けたといわれる珍品。

その他大判、小判、古銭多数あり。

一、良寛書　二幅　鑑定を要す

一、良寛書　屏風半双　鑑定を要す

一、石仏一体　不動明王

一、[illegible]斎一幅

[illegible]

一、人物　時風筆

長岡町、五十嵐侯朗は新潟の人。

一、山水　[illegible]

一、美人画　[illegible]

一、美人画　[illegible]

㊟郷土の両人の美人観がうかがえて面白い。

一、日の出の波　葛山筆

一、七宝鉢

徳川家から先祖拝領品といわれる。天明七年銘

中に愛の教訓あり。

一、大黒像（二寸位木彫）　左甚五郎作の伝記あり

一、ビルマ仏頭

その他多数の書画骨とう品が所蔵される。

江川氏は清和源氏多々良系伊豆代官の裔と南北朝戦に際し両朝に属し、紀伊官軍三功臣の一人江川家率の直系の子孫という

若い力をこの職場で

新潟県警察官募集

新潟県では、県民に愛され、親しまれ、信頼される警察官を募集しています。あなたの情熱と若い力を、郷土のためにつくしましょう。

◉採用人員

約一〇〇名　大学卒　三〇名　その他　七〇名

◉受験資格

年令－昭和四十六年四月一日現在で十八才以上二十八才未満の者。

学歴　警察官(A)－学校教育法による大学（短大を除く）の卒業者又は昭和四十六年三月末日までに卒業見込みの者。

警察官(B)－(A)以外の者で高等学校卒業程度の学力を要します。

体格　身長－一六〇cm以上　体重－四十七kg以上　視力－両眼とも裸眼視力がおおむね〇・六（きょう正視力が一・〇以上）であること。

◉受験申込み方法

受験申込みは、新津警察署または派出所、駐在所へ申込み下さい。

◉受験申込み受付期間

昭和四十五年六月一日から七月三十日まで

◉試験日および試験地

昭和四十五年八月二日（日）新潟市など県内六カ所で行ないます。

◉待遇

・採用時の月収

警察官(A)　三三、一五〇円

警察官(B)　短大卒　二八、一三〇円　高校卒　二七、一一〇円

・採用一年後の月収（平均額）

警察官(A)　四五、八八四円

警察官(B)　短大卒　三八、七一〇円　高校卒　三七、三四六円

・警察官に採用されると制服、ワイシャツ、ネクタイ、靴、靴下等が現品で支給されます。

◉その他、くわしいことは、新津警察署または最寄りの派出所、駐在所にお問い合せ下さい

検察審査会の活用を

みなさんの中で、交通事故や詐欺、横領にあうなど、いろいろな犯罪の被害を受けながら、犯人を警察や検察庁に告訴しても、検察官が起訴してくれず、納得のいかないまま泣き寝入りしてしまっているような方はありませんか。そのような方は、新潟地方裁判所四階にある「新潟検察審査会事務局（電話・新潟四局四一三一番）」に遠慮なくご相談下さい。

検察審査会は市町村の衆議院議員選挙人名簿から、くじで選ばれた十一名の審査員からなり、検察事務に民意を反映させて、正義の実現を図る大切な国の機関です。

審査会では、審査の申立てを受けると、事件の真相をよく調査して、検察官の不起訴の処置が妥当かどうかを判断し、場合によっては、検察官にその事件を起訴するように勧告することができるものです。申立てに費用はいっさいかかりません。

新潟検察審査会事務局

逝く春

小須戸町俳句同好会

一望の植田に水の光り合ふ　芳人

日焼けする年にもカンナ咲きをなる　香月

苗とれば[illegible]の芽がある温床穴　虚秋

蕗のとう村はずれなる石地蔵　誠灯

客送り出たる[illegible]の蕾満かな　山葵

[illegible]が舞う三葉四録五隅かな　越樓

郭公や日課久々の父となり　紅賞

[illegible]風かかわりなくてトマト咲く　太浪

[illegible]あげて田に泥田の逆れなし　かしお

波紋の浮きて流るる梅雨の川　泉太

[illegible]の蝶やふとんの総日くぶれ込む　香木

二三日種子蒔き日和つづきけり　小滝

鉄の[illegible]軒端日和に咲きけり　前照

夜桜に明るく[illegible]雨至りけり　良知

冬なかく[illegible]は病臥に伏し春わゆく　流水

うぶ声

（3月1日～4月30日）

あかちゃん　父　部落

海津 秀天　茂男　三・一　天ヶ沢

桜田 弥生　文衛　三・三　矢代田

田中 祐博　隆　三・三　矢代田

南波 陽子　良夫　三・四　天ヶ沢

田中 安昌　一米　三・五　下中野

丸山 浩　清　三・七　新保

[illegible] 幸俊　丹治　三・[illegible]　西[illegible]

羽田野 [illegible]　[illegible]　三・八　東[illegible]

[illegible] 栄幸　[illegible]　三・八　若[illegible]町

真柄 直一　十一郎　三・一〇　天ヶ沢

おめでた

（三月一日～六月一日）

新郎　新婦　部落

野崎 保　千恵子　小向

荒井 三七　ユミ子　天ヶ沢

木村 廉雄　てる子　[illegible]

島倉 勝芳　八重子　一の町

鶴巻 文雄　恵子　竜玄

吉田 久一　裕子　横川

五十嵐 蔵光　タく子　小向

長沢 誠司　文枝　横川

笠原 [illegible]雄　三[illegible]　上田町

[illegible] 洪　ノサ子　上中野

武田 忠　セツ子　矢代田

鶴巻 徹明　信衛　三・一五　諏訪町

小林 [illegible]子　清司　三・一五　矢代田

佐藤 和[illegible]　仁　三・一六　[illegible]町

川村 友[illegible]子　博一　三・一九　東蔵町

岡田 正明　武美　三・二三　横川

堀井 隆一　国武　三・三一　学校町

おくやみ

氏名　年令　町内

[illegible] 与蔵　88　下中野町

川瀬 サタ　83　横町

渡辺 キエ　95　[illegible]

阿部 政次　63　矢代田

星野 タツ　87　住吉町

今井 キン　86　天ヶ沢

木村 モト　72　栄町